

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

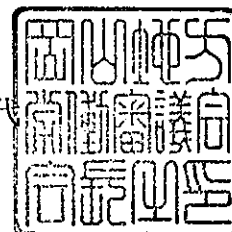
岡山地方労働審議会 一般公示第 1 号

岡山県車両電気配線装置製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、岡山県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 8 年 9 月 15 日までに、岡山地方労働審議会（岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号岡山第 2 合同庁舎 岡山労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 9 月 1 日

岡山地方労働審議会

会長 寺山 倫代



意 見 書

令和 8 年 9 月 1 日貴会が家内労働法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示した岡山県
車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり、意見を提出す
る。

記

令和 年 月 日

提 出 者

住 所

氏 名

職 業

岡山地方労働審議会

会 長 寺山 倫代 殿